

耕作放棄地再生利用総合対策実施要領

制定	平成21年4月1日	農第30193-1号
一部改正	平成23年4月1日	農第30065-1号
一部改正	平成24年4月2日	農第30065-1号

第1 目的

本県の耕作放棄地は、2010年農林業センサスでは13,901ha（耕作放棄地率22.3%）、また平成21年度に実施した耕作放棄地全体調査（農地として利用すべき耕作放棄地）では3,983ha（うち農振農用地2,771ha）となっており、農業従事者の減少、高齢化等の進行する中で、その解消・防止が重要な課題となっている。

このため、県内各地域において取り組まれる耕作放棄地の再生活動に対し支援することにより、農地の適正利用とその継続性の確保を図る。

第2 事業の内容

本事業は、耕作放棄地の再生活動を促進するため、耕作放棄地の再生に向けた活動に取り組む農業者等に対し、事業実施主体が行う支援を補助するものとし、その内容は、別記「耕作放棄地再生利用総合対策実施基準」に定めるとおりとする。

第3 事業の実施手続

1 実施計画書の作成

- (1) 事業を実施しようとする事業実施主体は、耕作放棄地再生利用総合対策事業実施計画書（様式第1号）（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。
- (2) 実施計画書の作成に当たっては、事業実施主体内において十分な調整を図るとともに、関係施策との関連を考慮し、農業事務所等の指導を受けて作成するものとする。

2 事業計画の承認申請

上記1（1）に規定する実施計画書を作成した事業実施主体は、耕作放棄地再生利用総合対策事業計画承認申請書（様式第2号）に実施計画書を添付し、農業事務所長（以下、「所長」という。）に提出して承認を受けるものとする。

3 事業計画書の承認要件

所長は、上記2の規定により提出された実施計画書が実施基準を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、実施計画書の達成が確実であると見込まれる場合、耕作放棄地再生利用総合対策事業計画承認通知書（様式第3号）を交付し、その承認を行うものとする。

4 事業計画の重要な変更

事業実施主体は、所長の承認を受けた事業計画の重要な変更を行う場合には、上記1及び2の規定に準じて、変更後の実施計画書を作成するとともに、耕作放棄地再生利用総合対策事業計画変更承認申請書（様式第4号）に変更後の実施計画書を添付の

上、所長に提出し、耕作放棄地再生利用総合対策事業計画変更承認通知書（様式第5号）により、その承認を受けるものとする。

なお、重要な変更とは次の（1）及び（2）に該当する場合とする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）事業費の30%を超える変更

第4 事業の指導推進体制

所長は、指導推進体制を整備し、実施計画書の作成及び事業の適性かつ効果的な実施について指導するものとする。

第5 事業実績の報告

1 実績報告書の作成等

事業実施主体は、第2に掲げる事業を完了したときは、耕作放棄地再生利用総合対策事業実績報告書（様式第1号）（以下、「実績報告書」という。）を作成し、所長に提出するものとする。

2 実績報告の期日

上記1の報告は、原則として事業完了後2ヶ月以内又は事業実施翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までとするが、所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

3 実績報告の報告

所長は、上記2に基づき、事業実績の報告を受けた場合には、実績報告書の写しを添付の上、速やかに知事に報告するものとする。

第6 事業の評価

1 事後評価の実施

（1）事業を実施した事業実施主体は、事業評価表により事後評価を行い、実績報告書に添付し、所長に提出するものとする。

（2）上記（1）の規定にかかわらず、所長が必要と認めるときは、事業実施主体は事後評価を行い、所長の指定する期日までに結果を報告するものとする。

第7 助成

知事または所長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとする。

第8 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 「耕作放棄地再生利用対策実施要領」（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）第1の3に基づき、群馬県担い手育成総合支援協議会長（県耕作放棄地対策協議会長）の承認を受けた地域耕作放棄地対策協議会が、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け23第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙第2の地域農業再生協議会に統合あるいは再編した場合は、「耕作放棄地再生利用対策実施要綱」（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）第5の2の要件を満たす場合に限り、本実施要領中の「地域耕作放棄地協議会」を「地域農業再生協議会」と読み替える。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(様式第1号)

平成〇〇年度耕作放棄地再生利用総合対策 事業実施計画（実績報告）書

1 事業実施主体名等

(1) 地域耕作放棄地対策協議会名

(2) 計画書作成年月日

2 耕作放棄地解消計画の内容

地区名	耕作放棄地面積 (ha)	解消分類	解消主体	解消内容

※作成済みの耕作放棄地解消計画の添付でも可

3 実施計画（実績報告）

地区名 (大字等)	再生計画（実績）			交付額（円）		
	地目	面積(a)	取組主体		県費	市町村費
事務費（積算）						—
合計	—		—			

※面積について、1 a 未満は切り捨てとする。

※実績報告の場合、別添様式1-1を添付のこと。

平成〇〇年度耕作放棄地再生利用総合対策実績確認報告書

作成年月日： 年 月 日

協議会名： _____

1 実績確認一覧表

番号	地区名	地番	地目	面積 (a)	再生作業に 要した経費	10a当たり 経費	取組主体	確認 年月日

※面積について、1 a 未満は切り捨てとする。

2 実績確認写真整理表

番号	再生前	再生後

※番号は、実績確認一覧表の番号と対応のこと。

(様式第2号)

文書番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県〇〇農業事務所長 様

〔 所在地
団体名
代表者氏名 印 〕

平成〇〇年度耕作放棄地再生利用総合対策実施計画の承認について(申請)

耕作放棄地再生利用総合対策実施要領第3の2に基づき、実施計画を承認されたく申請
します。

※耕作放棄地再生利用総合対策実施計画書(様式第1号)を添付のこと。

(様式第3号)

○農 第○○○-○○号
平成○○年○○月○○日

(事業計画承認申請者) 様

群馬県○○農業事務所長 印

平成○○年度耕作放棄地再生利用総合対策実施計画の承認について(通知)

平成○○年○○月○○日付け○○により申請のあった、標記事業実施計画について、耕作放棄地再生利用総合対策実施要領第3の3に基づき承認します。

(様式第4号)

文書番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県〇〇農業事務所長 様

所在地
団体名
代表者氏名

印

平成〇〇年度耕作放棄地再生利用総合対策実施計画の変更承認について(申請)

耕作放棄地再生利用総合対策実施要領第3の4に基づき、事業実施計画を変更承認されたく申請します。

記

1 変更内容及び理由

2 変更後の事業実施計画

※様式第1号の様式に準じて、変更のあった箇所のみ、変更前後を対比できるように2段書きとするとともに、(変更後を下段、変更前を上段にカッコ書き)、必要書類を添付すること。

(様式第5号)

○農 第○○○-○○号
平成○○年○○月○○日

(事業計画承認申請者) 様

群馬県○○農業事務所長 印

平成○○年度耕作放棄地再生利用総合対策実施計画の変更承認について(通知)

平成○○年○○月○○日付け○○により申請のあった、標記事業計画の変更承認について、耕作放棄地再生利用総合対策実施要領第3の4に基づき変更承認します。

別記

耕作放棄地再生利用総合対策実施基準

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱」（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）第5の2の要件を満たし、「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領」（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）第1の3に基づき、群馬県担い手育成総合支援協議会長（県耕作放棄地対策協議会長）の承認を受けた地域耕作放棄地対策協議会（以下、「地域協議会」という。）とする。

2 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりとする。

(1) 耕作放棄地再生利用支援費

耕作放棄地となった農地の再生利用に取り組む農業者等を支援する経費。

(2) 耕作放棄地再生利用支援事務費

再生利用に取り組む農業者等に対する（1）の支援費の交付に要する経費で、金融機関の振込手数料に限る。

3 交付要件

補助の対象となる支援の要件は、対象農地を引き受けて再生し、農業上の利用を図る農業者に対し、地域協議会が行う支援で、次の要件を満たすものとする。

(1) 支援の対象農地は、「耕作放棄地全体調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）に基づく耕作放棄地全体調査において、耕作放棄地として集計され、「耕作放棄地解消支援ガイドライン」（平成20年4月15日付け19農振第2126号農村振興局長通知）に基づき策定された耕作放棄地解消計画に位置付けられたもののうち、農業上の利用を可能とするための再生作業に、10a当たり30,000円以上100,000円未満の経費を要する農地とする。

(2) 支援の対象となる再生利用は、農業者等（農業者又は複数の農業者により構成される農業者組織）が、対象農地の権利所有者から賃貸借権・使用権貸借の設定・移転、所有権の移転、農作業受委託等を受けて、再生利用を行う年度から起算して5年間以上、対象農地の農業上の利用を継続するもの、若しくは継続が見込まれるものとする。

(3) 地域協議会長から交付される額のうち、その1/2が、当該農地の所在する市町村からの負担金等により賄われることが確実なものとする。

4 支援費の額

(1) 支援費の単価

支援費の10a当たり単価は30,000円とする。

(2) 支援費の額の算定

支援費の交付対象者別に、交付要件を満たす再生利用を行った対象農地の面積（100㎡未満は切り捨て）に（1）の単価を乗じることにより算定するものとする。

(3) 支援事務費

(2)において算定された支援費を対象農業者等に対し、口座振込により交付する件数に振込手数料単価を乗じることにより算定するものとする。

5 補助金の交付手続き

- (1) 補助金の交付を受けようとする地域協議会長は、農業事務所長（以下、「所長」という。）に対し、当該年度の3月31日までに支援が完了予定となる農業者等による再生利用を基に、事業計画の承認申請を行うものとする。
- (2) 所長は、(1)の申請があったときは、補助金の交付要件について審査し、交付要件を満たすものとして認定したときは、地域協議会長に補助金の交付決定を通知し、交付要件を満たさないものと認定したときは、地域協議会長に補助金の不交付決定を通知するものとする。
- (3) 地域協議会長は、事業の目的どおり耕作放棄地が再生されたかどうか対象農地の再生前後の状況を確認するとともに、再生利用に要した実績経費が交付要件に該当するか否かを併せて確認するものとする。

6 支援費の返還手続き

地域協議会長は、支援費の交付を受けた農業者等が次の各号に該当すると認められる場合は、支援費交付取消決定通知書により支援費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

なお、支援費の交付を受けた農業者等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を地域協議会長へ届け出るものとする

- (1) 交付要件を欠くこととなったとき。
- (2) 支援費の交付を受けた農業者等が、利用権設定等を受けた対象農地を5年に満たない期間で返還し、農業上の利用が5年以上継続されなくなったとき。
ただし、次の各号の場合を除く。
 - ① 災害により対象農地が崩壊した場合
 - ② 公用公共の用に供するための買収が行われた場合
 - ③ 利用権設定等を受けた者の死亡等による場合
 - ④ 利用権等が設定された対象農地が5年に満たない期間で返還された場合でも、相当以上の期間を置かず、別の農業者等により農業上の利用が継続される場合。
- (3) 不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

7 他の制度との調整等

- (1) 本事業により、支援費の交付を受けた農業者等は、同一の農地について、農用地利用集積事業による奨励金の交付を重複受給できないものとする。
ただし、利用権等の設定者が、農用地利用集積事業による奨励金の交付を受ける場合は、この限りでない。
- (2) 平成21年3月末日現在、既に利用権等が設定されている農地について、平成21年4月1日以降継続して利用権等を設定する場合、本事業の対象とはしないものとする。

表1 支援費を交付しない場合

- 1 次に掲げる補助金等が交付されたことがある農用地について、利用権の設定等をする場合
ただし、利用権の設定等の期間が当初契約どおりの終期を迎え、農用地の所有者に耕作権が戻った後、耕作放棄地となった農用地の場合は、この限りではない。
 - (1) 農業農村応援事業実施要領（平成15年3月31日付け農第347-1号）の別記「農業農村応援事業実施基準」に基づく農用地利用集積促進奨励金
 - (2) 群馬県農用地高度利用促進奨励金交付事業実施要領（平成13年4月1日付け農第770号）の別記「群馬県農用地高度利用促進奨励金交付事業実施基準」に基づく農用地高度利用促進奨励金
 - (3) 群馬県農地利用集積促進奨励金交付事業実施要領（平成10年4月1日付け農第14号）の別記「群馬県農地利用集積促進奨励金交付事業実施基準」に基づく農地利用集積促進奨励金
 - (4) 群馬県農地有効利用促進奨励金交付事業実施要領（平成7年4月1日付け農第35号）の別記「群馬県農地有効利用促進奨励金交付事業実施基準」に基づく農地有効利用奨励金
 - (5) 先導的利用集積事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改B第451号農林水産事務次官依命通知）の別記「先導的利用集積事業実施基準」に基づく先導的利用集積促進費
 - (6) その他類似事業の実施による推進費等
- 2 利用権の設定等を受ける者が設定する者の世帯員である場合
- 3 構成員が同一世帯員のみで構成されている農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）に、その構成員（その世帯員を含む。）が利用権の設定等をする場合
- 4 農業生産法人の事業に常時従事している者又は農業生産法人の理事、業務執行権を有する社員若しくは取締役（その世帯員を含む。）が当該農業生産法人に利用権の設定等をする場合
- 5 利用権の設定等の対象となる農用地が農地保有合理化事業（県農業公社が行うものに限る。）による小作料の一括前払いの対象となっているか又は対象となることが確実であると認められる場合
- 6 利用権の設定等の対象となる農用地が、借賃の一括払いのため農業近代化資金、農業改良資金、日本政策金融公庫資金（農業経営基盤強化資金）の貸付け対象となっているか又は対象となることが確実であると認められる場合

耕作放棄地再生利用総合対策の運用について

1 対象となる農地

各市町村・農業委員会が実施した耕作放棄地全体調査により、耕作放棄地として、農地集計表に整理された農地で、さらに解消分類集計表で解消分類A及びBに区分されたもの。

なお、解消分類Cは、その内容が保全管理であることから、再生後の農業上の利用までを想定していないため、本事業の対象にはなじまない。

但し、解消計画の見直しに基づく本事業への取組についてはこの限りでない。

2 対象となる農地の再生経費

支援の対象農地については、その再生に要する経費が30,000円以上100,000円未満となるものとしている。事業計画等の検討に当たっては、事前の経費積算が必要となることから、経費の把握については、再生作業に係る請負業者の事前見積りや、土地改良事業等請負工事積算基準に基づく積算により行うものとする。

3 対象となる利用権設定等

期間借地の場合は、借地期間以外は耕作されていないこととなることから、本事業の要件である5年以上の農業上の利用の継続とはなじまないため、対象外とする。

したがって、集落営農組織等の構成員が利用権設定する場合も、通年借地を行い、表裏作とも集落営農組織として耕作、もしくは表作を個人で、裏作を組織で作付する等が必要である。

4 再生利用活動の着手

支援対象となる再生利用は、利用権設定等を前提とした農業上の利用が要件となるが、具体的な再生利用への着手については、権利設定等の制度手続が完了後に行われることが原則となる。

しかし、再生後の利用内容等により早急な再生利用の着手が必要となる場合等、時間的猶予のない場合には、少なくとも対象農地の所有者とその利用者もしくは地域協議会との間で、面談、書面等による権利設定に係る合意が得られた時点以降の着手が望ましい。

5 下限面積

1筆、もしくは隣接する複数筆で一体的に耕作できる場合はその広がり概ね5a以上の土地を対象とする。

概ね5a以上とは、4a以上をいう。

6 事業の完了

耕作放棄地を借り受けた農業者等が、耕作放棄地を耕作可能な状態に再生した時点で事業完了とする。(再生後、支援費を交付する。)

その確認については、現地確認、申請者からの写真提出によって行う。

7 5年以上の農業利用の確認

本事業により再生した耕作放棄地については、再生利用に取り組んだ年から5年以上、農業上の利用を継続することを要件とする。

その確認については地域協議会長が行うものとし、併せて、5年以上の間、農業者等が農業上の利用を継続できるよう指導、支援等を行うものとする。

8 補助金返還

5における地域協議会長による指導、支援等を行った上で、さらに現場確認による耕作放棄、利用権等の5年未満の途中解約、返還免除とならない所有権移転の場合等、返還事由が判明した場合、すみやかに返還手続きを行うこととする。